見えてきたERMと内部統制の統合的管理
―米国SOX法の最新動向より―

日本版SOX法とも言われる金融商品取引法の成立を受け、日本では現在、多くの企業が内部統制構築に追われている。一方、SOX法の先行者である米国では、これまでの反省に立ってSOX法の問題点を明らかにし、より効率的で実効性のある内部統制を構築しようという動きがみられる。本稿では、米国のSOX法の問題点と、それが日本に示唆するものについて考察する。

米国SOX法に見直しを求める声

米国でSOX法が施行されて4年目を迎えた。当初の狂騒は過去のものとなり、SOX法の功罪を冷静に検討する時期に入ってきたようである。産業界などからは、過去3年間の経験から、現行SOX法の規定はあまりに厳格であり、企業に対する負担が大きすぎるとして見直しを求める声が上がった。

また皮肉なことに、SOX法の本来の目的であった資本市場の秩序回復と健全な発展に対して、SOX法自体が阻害要因になっているとの意見もある。米国証券市場はSOX法のための法規制対応コストが高くなり、米国ほど規制が厳格でないロンドン証券市場などと比べ、市場としての競争力が劣っているというのである。SOX法は、2002年のエンロン社の巨額粉飾決算事件による資本市場の混乱を収拾するために性急に施行されたという経緯もあり、実際の運用面において上記のような課題が明らかになってきたと言えよう。

米国SOX法の問題点

米国SOX法の大きな問題点は次の2つである。ひとつは、SOX法に対応するための多大なコストである。米国の調査会社CRAインターナショナル社によれば、資本金7,500万ドル以上の米国企業1社あたり初年度で平均430万ドルのコストを要したという。2年度以降は初年度よりも3～4割程度コストが低下したと言われるが、それでも企業の負担は大きい（CRA International『Sarbanes-Oxley Section 404 Costs and Implementation Issues, Spring 2006 Survey Update』より）。

もうひとつは、SOX法の構造的な問題である。それは経営層向けの内部統制評価指針が存在しないことである。SOX法では、経営者の評価の有無にかかわらず、監査人が内部統制の有効性について直接、意見を述べる方式（ダイレクトレポーティング）を採用しているが、さらに監査人には、経営者から提出される内部統制報告書がすべての重要な点で適正であるか意見を述べる責任も課されている。すなわち、いずれについても最終的には監査人が適正性に対する保証を行う仕組みになっている。

このため、経営者が提出する内部監査による内部統制報告書についても、最終的に監査人から適正性を保証してもらうために、SOX法対象範囲の確定や運用テストでのサンプリ

野村総合研究所
システムコンサルティング事業本部
ERMプロジェクト室
主任コンサルタント
平塚知幸（ひらつかともゆき）
専門は内部統制、BCP、金融

ング手法などに関して監査法人側の指針に引きずられやすくなる。本来、経営者の内部統制報告書については、経営者側の判断である程度、独自の基準を定めることができ、これによって手間やコストを削減する余地ができる。しかし、実際には経営層向けの評価指針がないため、企業側がこのメリットを受けることができなくなっているのである。

現在、監査指針としてはPCAOB（公開会社会計監督委員会）が監査法人向けに公表している「監査指針２号（AS-2)」があり、監査法人のみならず経営層がSOX法への準拠を考える上での主要な指針となっている。

このようなことを受けて、米証券取引委員会は2007年５月23日に、不満の大きかった内部統制ルールを緩和する「経営陣ガイダンス」を承認している（http://www.sec.gov/news/press/2007/2007-101.htm)。

日本への示唆となるもの

金融商品取引法では、ダイレクトレポーティングを採用しておらず、経営者の提出する内部統制報告書に監査人が意見を述べる方式となっている。したがって、経営者は内部統制報告に係るスコーピング（対象範囲）の妥当性などについて監査法人に対し明確に説明できなければならない。監査法人側が納得しなければ、スコーピングの拡大による追加的作業の発生などにより、内部統制コストの増大に直結しよう。

たとえば、スコーピングの妥当性を説明するには、報告対象とする勘定科目・プロセスの優先度を財務報告上のリスクの種類・程度に応じて決定するリスクアプローチの概念を理解する必要がある。そこでは明確にリスクマネジメント的な観点がとり入れられている。すなわち、実効性のある内部統制体制構築と、企業全体のリスクを総合的に評価・管理するERM（エンタープライズリスクマネジメント）は独立に存在するものではなく、両者を統合的に考えることが重要になっているのである。

このような考え方をさらに進めれば、リスク管理や監査・内部統制業務を統合的に運用できる可能性が開ける。企業内には財務監査、内部統制監査、オペレーショナルリスク管理など、内部統制・監査系の業務が多くある。現在は個別の監査・統制についてそれぞれの部門が対応していることが多く、業務部門は同様の監査を何度も受けることになり負担が大きい。ERM的な観点から企業内のリスクコントロールの管理を共通化し、また各監査業務のタスクや、証憑・証跡などを統合的に管理し共用化することができれば、監査業務の重複部分を大きく削減できる可能性が出てくる。このような観点から、米国ではテスト結果、証憑・証跡などを内部・外部監査で共通に利用したり参照したりするためのツールなども開発され、近年では大手金融機関などでも導入が始まっている。 ■